



平成18年3月10日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbanc.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号: 3719)
問合せ先 取締役 管理本部長 宮武 晴明
電話番号: 03-3343-6680

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年3月10日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、新株予約権を特に有利な条件で発行することの承認を求める議案を平成18年3月30日開催予定の当社第42回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの役員及び従業員に対しては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、また、顧問契約等に基づき当社に助言をする者(以下、「顧問等」という。)に対しては、当社に対する参加意識を一層高めることより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを狙いとして、当社の役員、従業員及び顧問等に対し、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の役員、従業員ならびに顧問等。

(2) 各新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 250,000 株を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で

権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、新株予約権1個当りの目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整する。

(3) 新株予約権の総数

250,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権を発行する日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格（以下「最終価格」という。）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の金額は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く。）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年3月31日から平成28年3月29日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要する。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りでない。

新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要する。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとする。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権の割当を受けた者が、(7) 及び に定める規定に該当しなくなった場合または当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する新株予約権は無償で消却することができる。

上記 のほか、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、当社はいつでも当該新株予約権を無償で消却できるものとする。

(9) 細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

(注) 上記の内容については、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件といたします。

以 上